

## 一般の志願者から三級水先人を養成する仕組み（案）

## 1. 養成の仕組みの考え方

三級水先人の免許を取得するためには、三級海技士（航海）又はこれより上級の海技資格が必要である。

このため、操船経験のない一般の志願者を対象とする新たな三級水先人養成コースは、まず三級海技士（航海）資格取得のための養成教育（下記(1)【前期課程】）を行い、その後、三級水先人の養成教育（下記(2)【後期課程】）を行う仕組みとすることが適当である。

## (1) 三級海技士（航海）資格取得のための養成教育【前期課程】

- ① 教育内容及びその方法については、現在、（独）海技教育機構海技大学校が、海運会社に雇用されている一般大学卒業者等に対して三級海技士教育を行っている海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専攻）（いわゆる「新三級課程（航海専攻）」）と座学等を共通化した、効果的かつ効率的な仕組みとすることが適当である。

## ○ 前期課程の修業期間及び教育内容等

- ・ 修業期間 2年程度
- ・ 座学及び通信教育は、「新三級課程（航海専攻）」と共通
- ・ 乗船実習は、原則として、航海訓練所練習船において全期間（12か月）実施することが考えられる。ただし、航海訓練所練習船の状況を踏まえつつ、将来的には社船実習船を活用する可能性についても検討することが適当である。

- ② 入学資格は、船員教育機関以外の一般大学を卒業し学士の学位を有する者であって、かつ、次の i 及び ii の要件を満たす者として水先養成支援団体の推薦を受けることを条件とするなど、操船経験のない者が三級海技士としての知識・技能を確実に習得し、水先人への進路を着実に進むように十分配慮して定めるべきである。

i 被推薦者は、水先人になろうとする強い意思があり、その資質が認められること。

ii 被推薦者については、通信教育期間中も新三級課程（航海専攻）と同様の教育効果が期待できる環境が整備されること。

- ③ 前期課程の修了者は、三級海技士（航海）国家試験の筆記試験を免除する。

## (2) 三級水先人養成教育【後期課程】

- ① 前期課程を修了し、三級海技士（航海）資格を取得した者（取得見込みを含む。）は、後期課程に進学するものとする。
- ② 後期課程の修業期間（2年6か月）、教育内容及びその方法は、既存の三級水先人養成課程と同じものとする。
- ③ 後期課程の修了者は、三級水先人国家試験に合格すれば、三級水先人免許を取得し、免許を受けた水先区の水先人となる。

## (3) 養成期間中の費用等

養成期間中の費用等については、既存の三級海技士又は三級水先人の各養成教育に対する費用負担と同様の考え方に立てば、次の案も考えられる。

- ① 養成期間中の学費等は自己負担とする。
- ② 三級海技士（航海）資格取得のための養成教育を行う前期課程の期間中は、水先養成支援の対象とはしない。  
（将来、関係者のコンセンサスを得て、一定の支援を行うことを否定するものではない。）
- ③ 三級水先人養成教育を行う後期課程の期間中は、水先養成支援団体により、既存の水先養成支援スキームに則り、養成手当の支給等の支援が行われる。なお、やむを得ない場合を除き、自己都合等により水先人になることを断念した場合又は養成課程を修了できなかった場合には、支援に要した費用相当額の返還を求められる場合がある。

## 2. 関係者の協力等

一般の志願者を対象とする新たな三級水先人養成コースの開始に当たっては、関係者の理解と協力が不可欠であり、水先人養成に関する具体的なニーズの動向等を踏まえつつ、関係者の協力のあり方及び養成に関する費用負担の問題等について、今後、十分なコンセンサスを得ながら進めることが必要である。